

## ひとり親家庭の子育てサービス一覧

分類	就学前		小学校	中学校	高校	大学等
	0～2歳	3～6歳				
手当・助成	児童扶養手当 P6					
	ひとり親家庭等医療費助成 P7					
就労支援	自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進費等給付金 P11 P12					
子どもの預け先	保育所・幼稚園 認定こども園・ 小規模保育事業所等 P14					
	一時的な預かり P15	放課後 児童クラブ P22				
	ファミリーサポート事業 P19					
	子育て短期支援事業 P20					
	病児・病後児保育事業 P18					
就学支援	幼児教育・保育 の無償化 P24					
	小中学校就学援助 P24			ひとり親家庭 等に対する 給付型奨学金 P24		
貸付	母子父子寡婦福祉資金 P26					
				育英資金 P28		

発行：岐阜市 子ども未来部 子ども支援課

〒500-8701 岐阜市司町40番地 1

TEL 058-214-2396

令和3年4月 改訂版



岐阜市

こまったとき  
どこに相談したらいいんだろう？

→ 相談窓口 P1~

子育てにかかるお金って  
たくさんかかるし、不安。  
何か手当ではもらえるのかな？

→ 手当・助成 P6~

家賃が高いところはちょっと・・・  
住むところの支援はあるのかな？

→ 住居 P9

子育てと両立できる仕事を  
探したいけれど、  
どこに相談したらいいんだろう？  
就職に有利になる資格をとりたいけど  
何か援助はないのかな？

→ 仕事 P10~

なかなか仕事は休めない・・・  
もしものときに  
子どもを預けるところはあるのかな？

→ 保育援助等 P14~

産後の体調がよくなって・・・  
育児のしかたがよく分からない

→ 産後ケア P23

学費が払えるか心配。  
どんな制度があるのかな？

→ 子どもの学費・学費貸付 P24~

就職の準備や転居で  
一時的にお金がかかるんだけど  
どこに相談したらいいんだろう？

→ 貸付 P26~

塾は通えないし・・・  
家庭学習の支援はあるのかな？

→ 学習支援 P29

**相談窓口** ひとり親家庭に関すること、子育てについて相談したい

岐阜市子ども支援課	1
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	1
岐阜市母子寡婦福祉連合会	2
子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）	2
岐阜市保健センター・母子健康包括支援センター	3
子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」	3
岐阜市子ども支援課（再掲） 母子父子自立支援員	4
養育費相談支援センター	4
法テラス岐阜	4
ひとり親家庭等就業・自立支援センター（再掲）	4
岐阜市市民相談室（くらしの相談）	4
養育費・面会交流について	5

**手当・助成** ひとり親家庭に対する手当や助成等について知りたい

児童扶養手当	6
ひとり親家庭等医療費助成	7
遺族基礎年金	7
遺族厚生（共済）年金	8
JR通勤定期の割引	8
駐輪場利用料金の割引	8

**住居** 住宅に関する制度について知りたい

母子および父子世帯向け市営住宅	9
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）	9
母子生活支援施設	9

**仕事** 仕事探したい、仕事につながる資格を取得したい

はびねすワーク・サポート事業	10
ハローワーク岐阜 マザーズコーナー	10
ひとり親家庭等就業・自立支援センター（再掲）	11
自立支援教育訓練給付金	11
高等職業訓練促進費等給付金	12
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度	13

**保育援助等** 子どもを預けたい

保育施設等	14
一時預かり事業	15
サポート一時預かり事業	16
休日保育事業・休日一時預かり事業	17
認可外保育施設	17
病児・病後児保育事業	18
ぎふファミリー・サポート・センター事業	19
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	20
放課後児童クラブ	22

**産後ケア** 産後の体調や育児に不安があるとき

産後ケア事業	23
--------	----

**子どもの学費** 子どもの学費の助成等について知りたいとき

幼児教育・保育の無償化	24
保育所（園）、認定こども園等	24
小中学校就学援助	24
岐阜市ひとり親家庭等に対する給付型奨学金	24
私立高等学校等就学支援金	25
公立高等学校等就学支援金	25
日本学生支援機構の給付奨学金	25
その他の奨学金制度などを知りたいときは	25

**貸付** 学費等の貸付について知りたいとき

母子父子寡婦福祉資金	26
岐阜市育英資金	28
日本学生支援機構の貸与奨学金	28

**学習支援** 学習に関する支援制度について

子どもの生活・学習支援事業	29
寄り添い型学習支援等事業	29



※掲載している内容は令和3年4月現在の制度です。（一部3月末）  
今後変更になる場合もありますので、ご了承ください。

相談窓口

手当・助成

住居

仕事

保育援助等

産後ケア

子どもの学費

貸付

学習支援

### 岐阜市子ども支援課

ひとり親家庭の自立支援に関する悩みや相談などを受け付けています。母子父子自立支援員、就業支援専門員、女性相談員を中心に、相談・支援します。

- ・家計相談
  - ・就労支援
  - ・家庭内の問題に関する相談
  - ・児童扶養手当に関すること など
- ※その他 各種制度があります。

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 庁舎2階  
岐阜市役所 子ども支援課 支援係・給付係  
☎ 058-214-2396・2146  
月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

### ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の皆様のために仕事と子育てとの両立を図るお手伝いをします。

- ・就業支援講習会（介護職員初任者研修、准看・看護学校等受験対策個別支援、パソコン講座等）
- ・就業支援セミナー
- ・就業支援（スーツ等貸出事業等）
- ・就業に有効な情報提供

お困りのことをご相談ください。解決に向けてお手伝いをします。

- ・養育費等相談（離婚前も含む）
- ・弁護士による特別相談（離婚前も含む）
- ・面会交流支援（離婚前も含む）

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53  
OKBふれあい会館第2棟9階  
☎ 058-268-2569 <http://shien-gifu.sakura.ne.jp/center.html>  
月～土曜日 午前9時～午後5時  
夜間相談（午後5時～午後8時）要予約



### 岐阜市母子寡婦福祉連合会

母子寡婦福祉連合会事務局においていろいろな悩みごとの相談に応じています。

〒500-8309 岐阜市都通2丁目2番地  
岐阜市民福祉活動センター1階  
☎ 058-252-6692  
火・金曜日 午前10時～午後3時

### 子育てに関すること

#### 子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）

子ども・若者に関するあらゆる悩み、不安の相談に対応します。ワンストップで総合的に相談・支援します。

- ・子育てのこと
- ・親子のコミュニケーション
- ・友だち関係のこと
- ・いじめ
- ・ひきこもり など



〒500-8813 岐阜市明德町11番地  
総合相談窓口 ☎ 0120-43-7830  
月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

### 岐阜市保健センター・母子健康包括支援センター

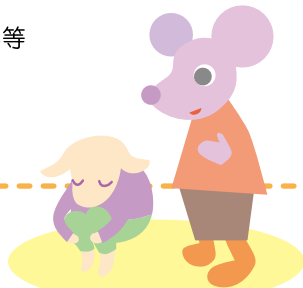
・妊娠、出産、育児に関すること

中保健センター 中母子健康包括支援センター	都通2丁目19番地 (中保健センター内)	☎ 058-252-0632 ☎ 058-252-0631
南保健センター 南母子健康包括支援センター	茜部菱野1丁目75番地2 (南保健センター内)	☎ 058-271-8010 ☎ 058-271-8130
北保健センター 北母子健康包括支援センター	長良東2丁目140番地 (北保健センター内)	☎ 058-232-7681 ☎ 058-233-3116

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分  
来所での相談を希望される場合も事前にお電話の上お越しく下さい。

### 子ども家庭支援センターぎふ 「はこぶね」

- ・子育てに対する不安、心配ごと、子ども自身の悩み等
- ・電話相談は年中無休です。
- ・来所・訪問相談（事前予約制）



〒502-0065 岐阜市長良森町1丁目11番地  
☎ 058-296-2172  
午前9時～午前0時

### 養育費・面会交流についてのご相談

#### 岐阜市子ども支援課（再掲） 母子父子自立支援員

☎ 058-214-2396  
月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

#### 養育費相談支援センター

フリーダイヤル ☎ 0120-965-419 携帯電話からは ☎ 03-3980-4108  
月～金曜日 午前10時～午後8時（水曜日は午後0時～午後10時） 土曜祝日 午前10時～午後6時

#### 法テラス岐阜

- ・法制度や相談窓口に関する情報の提供

法テラスサポートダイヤル  
☎ 0570-078374（おなやみなし）  
平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時

- ・法律相談（事前予約制・利用条件があります）

法テラス岐阜  
☎ 050-3383-5471  
平日 午前9時～午後5時

#### ひとり親家庭等就業・自立支援センター（再掲）

☎ 058-268-2569  
月～土曜日 午前9時～午後5時 夜間相談（午後5時～午後8時）要予約

#### 岐阜市市民相談室（くらしの相談）

- ・くらしの中での法的な問題（離婚、親子関係など）

岐阜市役所 庁舎2階  
☎ 058-214-6028  
月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時

## 養育費・面会交流について

### 1 養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育に必要な費用のことをいいます。  
一般的には、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

子どもに対する親の養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくとも自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)とされています。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

### 2 養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容についてトラブルが生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう(できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。)

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができる場合があります。

### 3 面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

面会交流は、「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとってはお父さんお母さんはともにかけがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信を持つことができ、それが、子どもが生きていく上で大きな力となります。

#### 養育費の取り決めについてサポートします。

調停調書や公正証書の作成に係る費用を17,000円を上限に補助します。  
詳しくは下記にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 支援係  
庁舎2階

☎ 058-214-2146

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

## 児童扶養手当

ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために支給される手当です。  
なお、手当は、申請によって受給することができます。

### 受給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人、または、20歳未満で中程度以上の障がいのある児童)を監護しているお父さんまたはお母さん、もしくはお母さん(お父さん)に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ・お父さんお母さんが離婚した児童
- ・お父さんまたはお母さんが死亡した児童
- ・お父さんまたはお母さんが重度の障がいの状態にある児童
- ・お父さんまたはお母さんから1年以上遺棄されている児童
- ・お父さんまたはお母さんが1年以上拘禁されている児童
- ・お父さんまたはお母さんが裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ・お父さんまたはお母さんが、1年以上生死不明の状態にある児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

※上記受給要件に該当する場合でも、対象外となる場合があります。詳しくは担当へお尋ねください。

### 手当月額

(令和2年4月1日現在)

支給区分	全部支給	一部支給(所得に応じて変わります)
第1子	43,160円	43,150円から10,180円までの間で10円単位
第2子加算	10,190円	10,180円から5,100円までの間で10円単位
第3子以降加算	6,110円	6,100円から3,060円までの間で10円単位

※所得に応じて、全部支給と一部支給があります。

### 支給月

申請月の翌月から支給対象月となり、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各11日(金融機関がお休みの場合はその前の平日)に、前2か月分を支給します。(継続して受給するためには毎年8月に現況届の提出が必要になります)

### 申請手続き

申請前に市役所子ども支援課で、必要な書類などについて説明いたします。

#### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 給付係  
庁舎2階

☎ 058-214-2146 <https://www.city.gifu.lg.jp/26380.htm>

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭、遺児の皆さんが病気やケガで健康保険証等を使って病院で治療を受けたり、薬をもらったときに、窓口で支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

県外の病院にかかる場合は、一度窓口で自己負担分を支払っていただく必要がありますが、後日、自己負担分の払い戻しの申請を行うことで助成金が受けられます。

### 対象者

- ①母子家庭のお母さんおよび児童
- ②父子家庭のお父さんおよび児童
- ③お父さんお母さんのいない児童



※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人です。

※①については児童のお父さんが、②については児童のお母さんが重度の障がいの状態である場合を含みます。

※その他、所定の要件に該当する場合は対象とならないことがあります。詳しくは、担当にお尋ねください。

### 問い合わせ先

岐阜市役所 福祉医療課 福祉医療係 庁舎1階  
 ☎ 058-214-2127 <https://www.city.gifu.lg.jp/9651.htm>  
 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分  
 ※申請前に、必要書類等の確認を行ってください。



## 遺族基礎年金

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた次に該当する人に支給されます。ただし、死亡日の前々月までの国民年金の加入期間の内、保険料を納めた期間(免除期間等を含む)が3分の2以上あることが原則必要です。

- ①死亡した人の子(18歳到達年度の末日までにある子または20歳未満で障がいの程度が1・2級の子)と生計を同一にしている夫または妻
- ②死亡した人の子(①のカッコ内と同じ)

[年金額]

(単位:円)

給付内訳		基本額	加算額	合計(年額)
子がある夫 または妻の場合	子ども1人	781,700	224,900	1,006,600
	子ども2人		449,800	1,231,500
子の場合	子ども1人	781,700	0	781,700
	子ども2人		224,900	1,006,600

### 問い合わせ先

岐阜市役所 国保・年金課 年金係 庁舎1階  
 ☎ 058-214-2086 <https://www.city.gifu.lg.jp/7117.htm>  
 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## 遺族厚生(共済)年金

厚生(共済)年金に加入していた人が亡くなったときなど、その人に生計を維持されていた妻や子どもなどの遺族に対して支給されます。

在職中に死亡したとき(納付要件があります)、または1級・2級の障害厚生年金を受給中に死亡したとき、および老齢厚生年金の受給資格期間(25年以上)を満たした人が死亡したときなどに支給されます。

### 問い合わせ先

岐阜北年金事務所・岐阜南年金事務所  
 「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

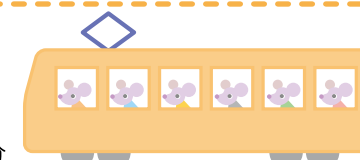
## JR通勤定期の割引

児童扶養手当の支給(全額支給停止者を除く)を受けている世帯や生活保護を受けている世帯で、JRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

子ども支援課窓口で「特定者資格証明書」の交付を受け、これを定期券発売窓口へ提出して通勤定期を購入します。

### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 給付係  
 庁舎2階  
 ☎ 058-214-2146  
 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## 駐輪場利用料金の割引

ひとり親家庭等の場合、市営駐輪場の定期利用料金が半額になります。

ひとり親であることを証明できるもの(児童扶養手当証書等)を持参し、利用する駐輪場で直接申請してください。

学生利用の方は、学生身分証明書等が必要になります。詳しくは、駐輪場へお問い合わせください。

### 市営駐輪場一覧

<https://www.city.gifu.lg.jp/10331.htm>



## 母子および父子世帯向け市営住宅

母子世帯または父子世帯で住宅にお困りの方については、一般の市営住宅とは別枠の市営住宅があります。

母子世帯向け市営住宅 北一色団地（岐阜市北一色7-19-3号～5号 20戸）

母子および父子世帯向け市営住宅 ハイツ桜木（岐阜市桜木町2-20-1 12戸）

## 募集および申し込み

「広報ぎふ」にて事前に募集のお知らせをします。  
一般の市営住宅への入居もできます。

## 問い合わせ先

岐阜県住宅供給公社岐阜事務所

岐阜市役所 庁舎2階

☎ 058-265-3900 <https://www.city.gifu.lg.jp/9815.htm>

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進する制度です。

## 住宅確保要配慮者とは

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子ども（18歳未満）を養育している方、DV被害者、児童虐待を受けた方 など住宅の確保に配慮が必要な方

## 対象物件

セーフティネット住宅情報提供システム（下記QRコード）にて、市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録状況がご覧いただけます。各物件の入居については、システムに記載のある「物件の問い合わせ先」へ直接お問い合わせください。

## 問い合わせ先

岐阜市役所 住宅課

庁舎17階

☎ 058-214-7009 <https://www.safetynet-jutaku.jp/index.php>

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## 自立したい

## 母子生活支援施設

母子家庭の親子が自立に向けて入所する児童福祉施設です。施設では、職員がお母さんの相談に応じたり、生活や就労などの支援を行います。

※所得に応じた利用料がかかります。

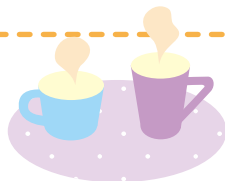
## 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 支援係

庁舎2階

☎ 058-214-2396

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## 働きたい、転職したい

## はびねすワーク・サポート事業

児童扶養手当を受給している方等に対し、専任の就職支援ナビゲーターが、家庭状況やニーズに応じたアドバイスや支援を行い、就職まで支援します。

## こんな人が利用できます

- ・子どもが大きくなってきたので、パートから正社員に働き方を変えたい。
- ・子育て等でプランクがあり、どのように就職活動をしてよいか分からない。
- ・就職や転職を考えている。

## サポート例

- ・職業相談、職業紹介。
  - ・履歴書や職務経歴書の添削、求人情報の提供。
  - ・各種就職支援セミナーや職業訓練等の情報提供。
- ※相談は予約制で待ち時間はありません。採用後のフォローアップも行います。

## 問い合わせ先

ハローワーク岐阜 住居・生活支援窓口

〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1階

☎ 058-206-5065

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ハローワーク岐阜 はたらき支援ルーム

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 庁舎3階

☎ 058-214-6157

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

## ハローワーク岐阜 マザーズコーナー

子育て等家庭と仕事の両立を希望する方の職業相談、職業紹介を行っています。

- ・子育てと両立しやすい仕事を紹介します。
- ・再就職に役立つセミナー情報を提供します。
- ・お子さま連れでも安心してお仕事探しができるよう、お子さまが遊べるスペースがあります。
- ・担当者制でじっくり相談が受けられます。（ご相談の中で予約が可能です。）
- ・保育所などの子育て支援に関する情報を提供します。

## 問い合わせ先

ハローワーク岐阜 マザーズコーナー

〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1階

☎ 058-249-2755

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分



### ひとり親家庭等就業・自立支援センター（再掲）

ひとり親家庭の皆様のために仕事と子育てとの両立を図るお手伝いをします。  
詳細は1ページをご覧ください。

☎ 058-268-2569

月～土曜日 午前9時～午後5時 夜間相談（午後5時～午後8時）要予約

### 就職に優位な資格を取得したい

#### 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお父さん・お母さんが、就業に必要な対象講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を助成します。

受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず講座申込みより前にご相談ください。

#### 対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・岐阜市内に在住。
- ・児童扶養手当を受給している方または受給はしていないが同等の所得水準。
- ・当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる。

#### 対象講座

雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座  
（例：介護職員初任者研修、登録販売者、看護師等）

#### 支給額

受講費用の6割相当額（12,000円以上で20万円を上限。）  
詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 支援係  
庁舎2階

☎ 058-214-2396 <https://www.city.gifu.lg.jp/10263.htm>

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



### 高等職業訓練促進費等給付金

ひとり親家庭のお父さん・お母さんが、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合、最長4年間経済的な支援を行います。

#### 対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・岐阜市内に在住。
- ・児童扶養手当を受給しているまたは受給はしていないが同等の所得水準。
- ・1年以上のカリキュラムを有する養成機関で修業を開始し、対象資格の取得が見込まれる。
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められる。

#### 対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等

#### 給付額

（令和2年4月1日現在）

給付の種類	支給額 (市町村民税非課税世帯)	支給額 (市町村民税課税世帯)	支給対象期間
高等職業訓練促進費	月額100,000円	月額70,500円	修業期間の全期間（上限4年間）
入学支援修了一時金	50,000円	25,000円	修了後に支給

・修学年度の最終の12ヶ月は支給額に40,000円を加算して支給します。

#### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 支援係  
庁舎2階

☎ 058-214-2396 <https://www.city.gifu.lg.jp/10263.htm>

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分



## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭のお父さん、お母さんに対して、「入学準備金」「就職準備金」を貸し付けます。

### 対象者

市内に居住し、高等職業訓練促進給付金を受給している方

### 貸付額

入学準備金	貸付対象者	高等職業訓練促進給付金の受給者。
	貸付金額	50万円以内
就職準備金	貸付対象者	高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の課程を修了し資格を取得した方。
	貸付金額	20万円以内

※利子1.0%/年。連帯保証人がいる場合は無利子。

### 下記の条件をすべて満たすと全額返済免除になります

- ・養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職すること。
- ・原則として岐阜県内で、取得した資格が必要な業務に従事すること。
- ・5年間その業務に従事すること。

### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども支援課 支援係

庁舎2階

☎ 058-214-2396

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

<https://www.winc.or.jp/contents/services/hitorioya-shikin/>



岐阜県社会福祉協議会 生活支援部

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号（岐阜県福祉・農業会館4階）

☎ 058-201-1547

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## 保育施設等

### 1 保育所（園）（生後57日～就学前）

就労や病気などの理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。

### 2 認定こども園（生後57日～就学前）

幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を合わせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

### 3 小規模保育事業・事業所内保育事業（生後57日～2歳）

小規模保育事業は、満3歳未満の子どもを対象とした小規模の保育事業です。

事業所内保育事業は、企業等従業員の子どものみと地域の子どもを対象とした保育事業です。

### 入所要件

- (1) 岐阜市にお子さんが住んでいる。
- (2) 保護者が次のいずれかの事由に該当すること。
  - ① 就労している
  - ② 妊娠中または出産後間がない
  - ③ 疾病、障がい等がある
  - ④ 家族を長期にわたり介護または看護している
  - ⑤ 災害の復旧にあたる
  - ⑥ 求職活動をしている
  - ⑦ 就学している
  - ⑧ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である

※その他、特別な理由のある方は相談してください。

### 利用できる保育施設等

利用できる保育施設や入所手続きについては、市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.gifu.lg.jp/2950.htm>



### 保育料

保護者の所得や世帯状況により決まります。

ひとり親世帯や多子世帯は、保育料が軽減される場合があります。

### 問い合わせ先

岐阜市役所 子ども保育課 入所係

庁舎2階

☎ 058-214-2143

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分